代理の方が印鑑登録される場合

※代理人の方が印鑑の登録申請をする場合、代理人が登録申請した事実を確認するために、登録者ご本人様のご自宅に郵便で意志確認の照会文書を送付します。
届いた書類に必要事項を記入し再度お持ち頂いて登録完了となりますので郵送にかかる期間が必要となります。即日での登録は行えません。
※印鑑登録証明書は財産及び権利義務に重大な関わりがありますので登録者の本人確認が厳正に行われます。

１回目　申請：代理人の方が次の必要なものを持参し登録申請します。

≪必要なもの≫

① 登録される方の委任状（登録される方本人の直筆である事）
② 登録する印鑑（同一世帯員の方が登録されていない印鑑）
③ 代理人の本人確認書類（免許証・マイナンバーカードなど）
④ 郵送切手代（84 円）

郵便照会：印鑑登録者ご本人様の住所に、照会文書を郵送します。

※照会書が届きましたら、登録者ご本人様が照会書内の必要事項に記入・押印し、次にあげる必要なものと一緒に登録申請手続きをした窓口へお持ち下さい。

※代理人の方が来庁される場合は、照会文書内の代理権授与通知書の記入も必要です。

２回目　登録完了：登録者本人または代理人の方が次の必要なものを、登録申請した窓口へ持参します。

≪本人が来庁する場合に必要なもの≫

① 回答書（郵送された回答書に登録者が記入、押印したもの）
② 登録する印鑑
③ 印鑑登録料（300 円）
④ 本人確認書類（保険証など住所、名前の確認できるもの）

≪代理人が来庁する場合に必要なもの≫

① 上記本人が来庁する場合の①②③のもの
② 郵送された代理権授与通知書に登録者が記入、押印したもの
③ 代理人の本人確認書類（免許証など）

※登録手続きが完了したら、印鑑登録証（手帳）を受領します。

手続き完了と同時に、印鑑登録証明書（１通 300 円）の発行が出来ます。